

議案第183号

## 静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年静岡市条例第12号)の適用を受ける者」の次に「、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年静岡市条例第 号)の適用を受ける者」を加える。

第5条第2項中「及び第35条」を削る。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

附則第33項中「(昭和27年法律第289号)」を削り、「規定する職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

別表第1備考ただし書中「及び第35条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、第21条第2項及び第35条」を「及び第21条第2項」に、「給与条例第21条第2項及び第35条」を「給与条例第21条第2項」に改める。

(静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表中

「

	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第35条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

を

」

「

	再任用職員	任期付短時間勤務職員
--	-------	------------

に

」

改める。